

浄化槽工事の適正な施工の確保に関する覚書

発注者 (以下「甲」という。) 及び浄化槽工事業者 (以下「乙」という。) は、美咲町合併処理浄化槽設置整備補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、その適正な施行を確保するため、以下の条項により覚書を締結し、甲と乙は信義を守り誠実にこれを履行する。

第1条 この覚書は、次に掲げる工事に適用する。

- (1) 工事の場所
- (2) 工事の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- (3) 設置する浄化槽
- (4) 浄化槽の人槽

第2条 乙は、添付の図面（敷地内の給排水図、浄化槽配置図、浄化槽構造図等）及び仕様書に基づき前条の期間内に工事を完成し、所定の検査を行ったうえで目的物を甲に引き渡すものとする。

第3条 乙は、この覚書に係る工事を浄化槽法（以下「法」という。）第29条第3項に従い浄化槽設備士 に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して工事を実地に監督しなければならない。

第4条 乙は、法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術の基準に従って工事を行わなければならない。

第5条 乙は、美咲町合併処理浄化槽設置整備補助金交付要綱に定める所定の書類及び写真を所定の期間内に甲に提出しなければならない。

第6条 甲は、合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱（昭和62年6月17日付け、衛浄第4号厚生省生活衛生局水道環境部長通知別紙）第4の規定に基づく検査の結果、改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2 甲は、法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第7条 乙は甲から前条の規定により瑕疵の修補を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

第8条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 発注者 住 所

設置者 氏 名

乙 工事業者 住 所

氏 名

(登録番号)

浄化槽設備士 氏 名

番 号